

## 1. Press Releases/Topics

## 【新輸出大国コンソーシアム事業】グローバル市場開拓サポートプログラム」（第1～3回）を開催します

当行は、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜貿易情報センターとの共催により、「新輸出大国コンソーシアム事業」(※)のひとつとして、『グローバル市場開拓サポートプログラム』(第1～3回)を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

このプログラムは、輸出戦略に取り組んでいる企業さま、これから輸出戦略や海外販路開拓を進めていく企業さまを対象に、ASEAN市場の最新動向や自社製品・商品・サービスのブランディング構築や現状分析を踏まえた輸出戦略策定のポイントなどを「新輸出大国コンソーシアム」のパートナー／エキスパートがワークショップ形式で解説します。また、希望企業さまについては、パートナー／エキスパートとの個別相談会の時間を設けます。

当行では、他機関との連携により、取引先企業さまの輸出戦略・海外販路開拓をサポートする取組みに力を入れ、取引先企業さまの売上高増加等を支援してまいります。

(※)2016年2月設立。ジェトロを窓口として行政機関、政府系機関、地域の金融機関、商工関連団体など国内各地域の企業支援機関が結集し、海外展開をはかる中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う枠組みです。

企業総称	【新輸出大国コンソーシアム事業】グローバル市場開拓サポートプログラム	
対象	輸出や海外への販路開拓を検討中あるいは強化していきたい製造業、卸売業、小売業ほか	
主催	株式会社十六銀行、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜貿易情報センター	
各回概要	第1回	ASEAN市場開拓セミナー & 輸出のためのブランディング構築ワークショップ 平成29年9月12日(火) 14:00～17:15
	第2回	海外ビジネス戦略策定ワークショップ 平成29年10月18日(水) 14:00～17:00
	第3回	中堅・中小企業等の海外展開における高度外国人材の採用・定着ワークショップ 平成29年11月16日(木) 14:00～17:30
問い合わせ先	十六銀行 法人営業部 海外サポート室(TEL.058-266-2693) ※詳細につきましてはホームページをご確認ください。	

## 目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 国際経営教室

## 平成29年度「農商工連携促進事業」の広域実施機関に決定しました

当行は、中小企業庁の施策である平成29年度「農商工連携促進事業」の広域実施機関に決定しましたのでお知らせします。実施機関は広域実施機関と地域実施機関の2種類があり、中部地区では当行のみが広域実施機関として決定しております。広域実施機関は全国で6機関ございますが、金融機関は当行のみとなります(地域実施機関は23機関が決定)。当行は中小企業者と農林漁業者が有機的に連携を行えるように支援を行い、「稼げる農業」につながる活動により、地域経済の活性化をはかると共に、地方創生に資する取組みを行ってまいります。

事業の目的	中小企業者と農林業業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用する農商工連携の取組みを促進するために、農林業業者のニーズを吸い上げ、それを中小企業者の有する技術と上手く組み合わせることにより、農商工連携による新事業を創出することを目的とします。
具体的な活動	農林事業者のニーズを発掘し、ニーズに沿った商工業者の紹介を行うことにより、農業者と商工業者のマッチングを行い、新事業の創出を行います。また、広域フォーラムの開催や、農業者による食品製造業の現場見学会を通して、事業目的の達成を目指してまいります。

## 当行の無料相談サービス

日程	法律相談会		税務相談会		
	十六総合研究所 会場(岐阜)	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場 ※	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場
	月4回	月4回 ※	月1回 PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	月2回 星が丘支店会場	月1回
時間	13:45～15:00	13:30～15:00	13:00～16:00 (星が丘支店会場のみ13:00～15:30)		
応対者	渡辺弁護士	山口弁護士	小野税理士		
参加費	無料 (開催日の2営業日前迄に事前予約要)		無料(事前予約要)		
会場	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	星が丘支店会場
	十六総合研究所 十六ビル7F (名鉄岐阜駅徒歩5分)	十六銀行 正木支店 (正木マーサ21内)	JR岐阜駅前 岐阜スカイイング37 東棟1F	十六銀行 名古屋ビル17F (市営地下鉄丸の内駅下車)	十六銀行 星が丘支店 (市営地下鉄星ヶ丘駅下車)

※ 諸事情により開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

## 2. 公的機関情報

### ➤ 事業可能性評価にチャレンジする企業を募集

**受付中!**

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
内容	<p>「事業プランの実現可能性を、専門家の客観的な評価をもとに見極めたい!」「新事業の立ち上げの‘勘所’など実践的なアドバイスを得たい!」そんな経営者や創業予定者を対象に、「事業可能性評価」への申請企業を募集しています。</p> <p>事業可能性評価とは、以下の特徴をもつ支援策です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>御社の事業プランの実現可能性を、現役経営者や専門家からなる審査委員が評価・格付け。 (有望性・技術の先端性・発展性等を総合的に分析し、A,B,Cの三段階で評価)</li> <li>特に、A評価(事業可能性・大)企業には、「マスコミへの積極的紹介」などのメリット。また応募企業には、評価の段階ごとに、事業化に必要な支援を継続的に実施。</li> <li>格付けするメンバーには、現役の経営者も参加。審査会でのプレゼンの際に、豊富なビジネス経験による実践的アドバイスが得られる。</li> </ul>	
対象	岐阜県内に事業所を有する中小企業者で、新製品や新サービスの事業展開を考えている方岐阜県内で、創業予定の方	
募集期間	平成 29 年 7 月 13 日(木)～10 月 13 日(金)17:00 まで	
説明会	日時	平成 29 年 8 月 24 日(木) 13:30～16:00
	場所	OKB ふれあい会館 14 階 展望レセプションルーム
	申込締切	平成 29 年 8 月 22 日(火) 定員になり次第締め切ります。
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合相談課 <a href="http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017071402/index.asp">http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017071402/index.asp</a>	

## ➤ 海外セミナー「訪日インバウンド需要の展望と海外向けネットビジネス」の開催

**受付中！**

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター、(株)みずほ銀行
概要	訪日インバウンド需要の現状とその購買力の延長線上にある「越境EC」の取組みについて、精通している方を講師にお招きして、海外向け越境ECの現状・手法・取組み等を御紹介していただくセミナーを下記のとおり開催します。 <b>【第1部】 13:30～14:40</b> テーマ 「インバウンド消費の状況と今後の展望」 講師 (株)みずほ銀行 産業調査部 調査役(小売業界担当) 中川 朗 氏 <b>【第2部】 14:50～15:30</b> テーマ 「中小企業でも活用できる中国越境EC」 講師 (株)エフカフェ 取締役 高岡 正人 氏 <b>【第3部】 15:30～16:25</b> テーマ 「欧米ECプラットフォームを活用した海外ネット販売(越境EC)」 講師 (株)ちらし屋ドットコム 代表取締役 河田 真二 氏
開催日時	平成 29 年 8 月 25 日(金) 13:30～16:25 (13:00 受付開始)
会場	岐阜グランドホテル 西館 2 階 月の間(岐阜市長良 648 番地)
参加費	無料
対象	岐阜県内中小企業の方等
定員	100 名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部取引課 海外・取引担当 <a href="http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017072401/index.asp">http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017072401/index.asp</a>

## ➤ 「実践を含む採用力強化プログラム」の開催

**受付中！**

主催者	経済産業省 中部経済産業局
概要	本事業では、中小企業・小規模事業者の経営者様並びに人事担当者向けに、ものづくり中小企業の採用や人材育成に関する組織力の底上げを通じて、右腕人材となる若者を安定して確保できる採用力の向上と定着の支援を目指します。
事業目的	1. 若者目線の魅力発掘から、受け入れ体制の整備までを一貫した採用力強化支援 2. 中小企業への就職意欲を喚起する段階的な機会設計による安定した候補者群形成 3. 採用に本気で取り組む中小企業を可視化し、求職者と近づける情報発信 4. 就職した若者に対する、社内外を巻き込んだ定着支援と人材育成コミュニティの構築
対象	・採用力につながる自社の良さの発掘・発信を見直したい企業 ・若者との実践を通じて採用力向上を目指したい企業 ・若手人材から右腕人材への育成を目指したい企業 ※本事業は研修だけでなく実践の場への参加も必要となり労力が掛かります。労力をかけてでも採用力向上や育成体制強化を目指したい企業様、是非ご参加ください。
内容	説明会:平成 29 年 9 月 21 日(木)「採用市場の動向と中小企業の採用方法について」 テーマ 1. 「採用活動に向けた導入研修」 テーマ 2. 「若者目線での求人ページ作成の研修と実践」 テーマ 3. 「若者目線で見た自社の魅力発掘・発信の研修と実践」 テーマ 4. 「企業展での効果的な若者集客のための研修と実践」
参加費	無料
応募方法	ホームページよりチラシをダウンロードし、ご意向の確認シートを Fax かメールにてご提出ください。事務局担当者よりご連絡します。
参照サイト	NPO 法人 G-net (受託事業者) <a href="http://gifist.net/?p=1878">http://gifist.net/?p=1878</a>

### 3. 国際経営教室

#### 国際税務教室

#### 非居住者等への支払に対する源泉徴収と租税条約

海外に所在する企業に対して支払をする際、源泉徴収の取扱いに注意を払う必要があります。所得税法によれば、非居住者又は外国法人（以下、「非居住者等」とします。）に対して、国内において源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払いをする者は、源泉徴収を行い納付する義務があるとされています。したがって、非居住者等への支払に際しては、当該支払が、①源泉徴収の対象となる国内源泉所得に該当するか否か、対象となるとすれば、②源泉徴収税率は何%かといった項目について、所得税法上の取扱いの整理把握が必要となります。

①についてみれば、対象となる所得は所得税法第161条の4号から16号(※1)に掲げられる所得とされますが、一般的には利子・配当・使用料といった「投資所得」や人的役務の提供対価や給与等の「勤労性所得」が対象とされることに注意が必要といえます(※2)。②の税率をみれば、原則的には20%の税率(含、復興特別所得税20,42%)が適用されます(※2)。

他方、非居住者等の居住地国と日本との間に租税条約が締結されている場合には、条約の定めるところにより上記の所得税法の適用が制限されることがあります。すなわち、上記にみた源泉徴収税額は、条約の定めに従って免除もしくは軽減されることがあります。このように、非居住者等に対して投資所得や勤労所得等の支払を行う場合には、所得税法上の取扱いを確認した後に、それが租税条約によりどのように修正されるかといった点についての検討が必要となります。(※1)外国法人に対する支払は12号(給与)を除きます。(※2)その他の所得、税率も存在します。詳しくは、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2884.htm>) を参照ください。

#### 国際労務教室

#### 年金受給資格期間の短縮と海外居住日本人

平成29年8月より、年金を受け取るために必要な資格期間が、従来の25年から10年に短縮されました(※1)。資格期間とは、国民年金の保険料を納めた期間や保険料の納付を免除された期間、会社員として厚生年金保険料を納めた期間等を言い、さらに年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる合算対象期間(通称「カラ期間」)(※2)を含みます。これらの期間を合計したものが資格期間であり、平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上あれば年金を受け取ることができるようになりました。

今回の改正により海外で居住する日本人にとっては、日本の年金を受給できる可能性が拡がりました。海外で起業する日本人や海外の企業に現地採用される日本人のように、海外で居住する日本人は、国民年金第1号被保険者としての国内居住要件を満たさないため、任意加入制度を利用しない限り、国民年金に加入できません。しかし、日本国籍を有する場合は、海外居住期間を上述のカラ期間に含めることができるため、日本における過去の保険料納付期間等と当該カラ期間を合算して、10年の資格期間を満たせばよいこととなります。

なお、もしもこれらの期間を合計しても10年に満たない場合、日本が社会保障協定を締結している国の年金加入期間を、日本と相手国の年金期間を通算することができる場合があります。

(※1)「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第84号、平成28年11月24日公布、平成29年8月1日施行)による。(※2)合算対象期間は、資格期間には反映されますが、年金額の算定には反映されません。

(「国際税務教室・国際労務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 成和 社会保険労務士事務所 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-681-1005 (名古屋事務所)

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

**編集・連絡先：**  
**十六銀行 法人営業部**  
**(058-266-2523)**  
**愛知営業本部**  
**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。